

## 中部運輸局自動車交通部

令和2年2月27日 14時00分 発表

お問合せ先

中部運輸局自動車交通部自動車監査官  
岡田、中西 TEL 052-952-8082

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

## タクシー事業の集中監査結果について《速報》

～ 34事業者中21事業者で法令違反を確認 ～

令和2年1月期に実施した「タクシー事業の集中監査」の結果、下表のとおり「乗務時間の超過」、「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」など、前年度と同様、輸送の安全の確保上重要な事項の違反を確認しています。特に、保有車両数10両以下の小規模事業者においては、点呼未実施や車両定期点検未実施など、運行管理及び車両管理を確実に実施していない事業者が多く見受けられる状況となっています。

今後、違反事項の確実な改善を確認するとともに、今回の監査結果を踏まえ、中部運輸局管内のタクシー事業者に対し、事故の未然防止と輸送の安全の確保の徹底を指導して参ります。

## 【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			点呼未実施	乗務時間等	健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	定期点検未実施
愛知	10	8		2	1	2	2	
静岡	6	6	1	3	3	3	2	1
岐阜	8	2			1	1	1	
三重	6	3	1	1	2	2	3	2
福井	4	2	1	1	1	1	1	
計	34	21	3	7	8	9	9	3
前年度計	39	26	3	1	7	14	13	1